

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本原子力研究開発機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日2日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本原子力研究開発機構

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 原子力機構の保有する資産については、適宜その必要性等について厳しく検証を行っている。不要と認められたものについての具体的な取組状況は、以下のとおり。なお、今後も保有資産の見直しを行っていく。</p> <p>○ 那珂核融合研究所の未利用地は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において処分することとされたことに基づき、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。平成25年度に納付予定であるが、納付額は未定。</p> <p>● 独立行政法人整理合理化計画に基づき平成21年3月に策定した方針等において保有する宿舍317棟3,310戸のうち82棟529戸を廃止し、また同方針に基づき検討した結果8分室のうち4分室を廃止することとしており、このうち撤去等が完了した以下の宿舍跡地(茨城県水戸市ほか)及び廃止した分室について、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により4件について6月に売買契約を締結した。売却にいたらなかった宿舍跡地等については、引き続き売却に向けた手続きを進めている。</p> <p>売却契約を締結した宿舍跡地等</p> <p>(1)旧権現山住宅 ①実物 ②土地 ③18,762千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成25年度納付予定</p> <p>(2)旧神応寺住宅 ①実物 ②土地 ③52,028千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成25年度納付予定</p> <p>(3)旧南中前厚生用地 ①実物 ②土地 ③10,048千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成25年度納付予定</p> <p>(4)青山分室 ①実物 ②土地、建物 ③771,752千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成25年度納付予定</p> <p>売却手続きを継続している宿舍跡地等</p> <p>(1)旧第2新原住宅 ①実物 ②土地 ③74,603千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(2)旧百樹園社宅 ①実物 ②土地 ③105,402千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(3)旧倉吉寮 ①実物 ②土地 ③27,667千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(4)旧上灘社宅 ①実物 ②土地 ③154,906千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(5)旧余戸谷社宅 ①実物 ②土地 ③20,079千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(6)旧福吉社宅 ①実物 ②土地 ③8,032千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(7)夏海分室 ①実物 ②土地、建物 ③126,651千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(①実物/金融/その他資産の別、②資産の名称、③21年度末時点での簿価額、④金銭納付/現物納付の別、⑤国庫納付の見込額・時期)</p> <p>これに加え、老朽化及び入居率が低調な宿舍等については、平成26年度までに段階的な集約化を進め、その結果不要となる宿舍等について処分を行うこととしている。</p> <p>● 平成21年度は第1期中期目標期間の最終年度であったため、利益剰余金として、397,620千円を国庫納付した。</p>

<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 上記宿舍跡地等については、民間出資が含まれることから独立行政法人通則法第46条の2及び第46条の3に基づき売却の上、売却収入を国庫に納付することとし、現在売却手続きを進めているところである。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 貸付資産については、不動産等管理規程において「機構の業務目的に限る場合等」と定めており、規程に則した運用を図っている。新規貸付契約時に規程に則した判断を行い貸付けを決定しているが、契約更新時においても、単に自動延長等とはせず、毎年度内容等を精査の上、改めて契約手続きを行うこととしている。</p> <p>● 特許等知的財産権の管理については、機構の維持管理等基準に基づき、権利化後一定期間経過時に、産業界における実施の可能性及び機構の事業の円滑な遂行への寄与の観点から、機構内に設置した「知的財産審査会」において権利の維持又は放棄を審査し、自主的な不断の見直しを行っている。この見直しの結果、平成24年度は135件の特許権を放棄した。</p>
<p><b>2. 事務所等の見直し</b></p>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 事務所等の運営について、東京地区での必要な機能及び人員、面積を検討し、東京地区の機能として保有する必要性等の検証を行った。その結果、東京地区に存置すべき機能を必要最小限とすべく、平成23年3月に東京事務所の移転、5月に埋設事業推進センターの東海地区への移転、5月にシステム計算科学センターの東大柏キャンパスへの移転等を順次行い、東京地区の業務拠点を従来の3拠点から1拠点到集約するとともに、フロア面積の縮減や会議室の共用化等、規模、経費の大幅な合理化を図った。</p> <p>○ システム計算科学センターの運営については、上野における事業を廃止し、その機能を東大(柏キャンパス)内へ平成23年5月に移転した。平成24年度は平成22年度との比較で211、229千円減額された。本件は、平成23年度をもって見直し措置を完了した。</p> <p>● 埋設事業推進センターについては、主務省と調整してきた実施計画書の策定が終了し、東京地区での業務拠点が必要でなくなったことから、平成23年5月に東海地区へ移転し、経費の削減を図った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ パリ事務所については、情報通信研究機構との共用化(平成23年4月)に続き、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と事務所共用化の準備を進め、平成26年1月までに4法人の共用化を完了する。 ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と現契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 出張者用宿泊施設である分室については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)等を受けて、原子力機構の保有する8分室のうち、3分室を宿舎に転用、4分室を廃止することとした。具体的には上齋原分室(人形峠地区)は平成24年度末に廃止し、榑川分室(敦賀地区)、土岐分室(東濃地区)及び下北分室(青森地区)については、上記整理合理化計画及び平成24年4月3日に行革実行本部が決定した「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に基づき災害、テロ等を含め政府と連携して迅速な対応が求められ緊急参集する必要がある職員が利用することから宿舎に転用することとし、土岐分室は平成23年度から、榑川分室、下北分室は平成24年度から宿舎に転用した。また、第2期中期計画に従い、青山分室(東京地区)については、平成23年度末をもって廃止し、平成25年1月に不要財産処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により売買契約を締結した。さらに、東海分室及び阿漕ヶ浦分室(東海地区)については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成21年12月9日付 政策評価・独立行政法人委員会報告)において緊急時やトラブル対応のため東海地区に分室は必要と認められたものの、どちらか一方を存続させることで足りるとされたことから、阿漕ヶ浦分室を廃止し、東海分室に集約化を図った。夏海分室(大洗地区)については、行政刷新会議「提言型政策仕分け」の提言(平成23年11月)を受けて必要性を精査した結果、稼働率が低調なことから、平成23年度末をもって廃止し、平成25年1月に不要財産処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札による売却を実施したが、売却にいたらなかったため、引き続き売却に向けた手続きを進めている。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。 ● 職員宿舎については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)を受けて平成21年3月に策定した方針に従い、当時、機構全体で保有する宿舎317棟3,310戸のうち、82棟529戸を閉鎖・廃止することとし、平成25年6月末現在で526戸を閉鎖・廃止とした。残りについては、第2期中期目標期間内である平成25年末をもって閉鎖・廃止する予定であり、可能なものから売却等の手続きに着手する。</p>

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- 契約審査委員会において少額随意契約基準額を超える全ての案件について厳格に審査し、競争性のない随意契約については、核不拡散、核物資防護、原子力災害防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、平成20年度から原則として一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約を大幅に減少させた。(競争性のない随意契約件数の割合 平成20年度25.4%→平成24年度4.7%)
- また、一般競争入札等についても、実質的な透明性、公平性、競争性、経済性が確保されるよう、以下の取組みを実施した。
- ・公告期間については、従来原則10日以上としていたものを14日以上に、また、総合評価落札方式及び企画競争では原則20日以上とするともに、仕様書の機構ホームページへの掲載を行った。
- ・入札参加条件については、過度な入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるように入札参加条件を見直した。
- ・発注規模の見直しについては、業務請負契約の仕様内容を見直し、原子力分野における専門性を必要とする業務と専門性を比較的不要としない業務に分類し、それぞれ関連する業務があるものは契約の統合化を実施し、応札者の拡大及び経費削減を図った。
- ・応札業者の参入拡大を図るため、平成24年1月に電子入札を導入した。
- ・平成24年度から以下の取組みを実施した。

①原則として関係法人との随意契約は行わない。仮にやむを得ず関係法人と随意契約を行う場合は、契約件名、金額、理由をHPにおいて公表する。

②国において認められている有資格者を機構の競争参加資格者とするにより、競争参加資格者の拡大を図る。(約4,500社⇒約73,000社に増加)

③複数の関係法人からの入札については、工事以外の場合においても、原則として、工事契約における条件を準用し、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。

④公認会計士や弁護士等外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会において契約状況を評価いただき、契約業務の改善に反映する。

⑤関係法人のみからの応札案件については、件数および契約件名をHPにおいて公表する。

⑥従来、国同様に随意契約を行っていた少額随意契約基準額以下の案件について、より競争性を高めるため、電子メールを利用した機構独自の参入公募型競争入札システムを構築し、導入した。

・更なる応札業者の参入拡大を図るため、平成25年10月よりメールマガジンの導入を予定している。

平成22年度の状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争入札等 108,772,968千円(78.9%)、競争性のない随意契約 29,090,177千円(21.1%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等 4,566件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)

平成23年度の状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争入札等 100,760,164千円(82.9%)、競争性のない随意契約 20,748,444千円(17.1%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等 4,538件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)

平成24年度の状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争入札等 132,408,685千円(92.8%)、競争性のない随意契約 10,325,741千円(7.2%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等 4,439件(95.3%)、競争性のない随意契約 221件(4.7%)



<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、日本原子力研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 平成22年12月に関連法人の利益剰余金の有無について調査を行った。随意契約の徹底した見直し等により、コスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には、当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始した。茨城地区の4拠点(本部・東海・大洗・那珂)において共同調達を一般競争入札により行い、経費削減や業務の効率化を図っている。</p> <p>実施例:平成24年度PPC用紙(A4)売買単価契約 単価0.46 円/枚 (物価資料 0.63円/枚)、(平成23年度 単価0.42 円/枚、平成22年度 単価0.43円/枚、平成21年度 単価0.54円/枚)</p> <p>また、原子力機構は、経費削減を重視した発注を心がけるものの、対象範囲・品目を拡大した調達とすることにより対応可能業者が大手企業に限定されることがないよう「官公需制度」にも留意し、広く中小企業も参加できるような公平性のある契約とすることとしたいと考えている</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始した。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ア) 少額随意契約基準額を超える全ての案件について契約審査委員会において厳格に審査し、競争性、透明性を確保すべく、応札者を限定するような過度の入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるよう入札条件を見直した。</li> <li>● イ) 契約請求部署において、リースも含め2社以上の見積もりによる価格比較を行っている。また、機構の各部署が保有している分析機器等のインフラの有効活用を図るため、保有部署以外に利用に供することができる機器のリストを作成し、イントラネットに掲載して機構内に周知し、活用を進めた。</li> <li>● ウ) 同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。</li> </ul>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力関連施設を設置する場合、原子炉等規制法に従って許可を受ける必要があり、その運転にあたっては、設置者自らが責任を持って行うことが、許可を受ける際の条件となっている。そのため、官民競争入札による民間事業者が原子力関連施設の管理・運営業務全般を行うことはできないが、内容が比較的定型化・単純化された業務の支援等については、効率化、経費削減を図る観点から、設置者自らの厳格な管理の下に可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後必要に応じ進めていく。</li> <li>● 平成25年度の公共サービス改革基本方針に基づき、下記7事業について、第三者委員会である「官民競争入札等管理委員会」が入札プロセスを管理してプロセスの透明性・中立性・公正性を確保する「民間競争入札」により契約手続きを実施することとし、以下の3事業((2)①、②、⑦)について、平成25年度中に民間競争入札により契約手続きを行う。       <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政情報ネットワークシステム関連業務           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基幹業務用シンクライアントシステムの運用支援業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</li> </ul> </li> <li>(2) 独立行政法人の業務           <ul style="list-style-type: none"> <li>① イオン照射研究施設等利用管理支援業務(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</li> <li>② 電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</li> <li>③ 情報セキュリティ対策システム等の運用支援業務(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)</li> <li>④ 大型計算機システム等の運用支援業務(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)</li> <li>⑤ 原子力計算科学プログラム作成業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</li> <li>⑥ 原子力コードの高速化・計算機性能評価業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</li> <li>⑦ 洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始した。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b> <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役員については平成24年4月から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて役員給与規程を改訂済。職員については国家公務員に準じた減額措置を、平成24年7月から実施済。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制及び管理職数の縮減等を図り、職員の給与水準の適正化に取り組んでいる。また、当面の目標としては、下記の施策を着実に履行し、平成25年度のラスパイレス指数を平成24年度(115.2)未満としている。</p> <p>(講ずる措置)</p> <p>○ 平成25年度に見込まれるラスパイレス指数(年齢勘案115.2 未満:年齢・地域・学歴勘案 123.9)</p> <p>○ 具体的改善策</p> <p>① 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ② 国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③ 諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④ 平成25年度以降管理職数の縮減を図る。 ⑤ 国家公務員の臨時特例に関する法律に準じた減額措置を実施する。 ⑥ 職責手当について見直しを実施する。</p> <p>○ 給与水準は正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図り、当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成25年度の年齢勘案指数を平成24年度(115.2)未満とする。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役職員の報酬・給与等については、公表資料で毎年度公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事監査及び評価委員会における事後評価において、類似民間企業と機構との給与水準の比較等の観点から厳格なチェックを受けている。なお、監事による監査を通じ、原子力機構の平成24年度のラスパイレス指数が目標115.5未満に対し115.2となったことを確認した。</p>



② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費(租税公課除く)、事業費について、平成24年度は、平成21年度に比較して各々9.0%以上、3.0%以上削減する目標を設定し、合理化、効率化の取り組みを実施した。その結果、平成24年度は、それらの削減目標を達成した。平成25年度は、平成21年度に比較して各々概ね12.0%以上、概ね4.0%以上削減する目標を設定し、引き続き取り組んでいる。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● H23年11月の『提言型政策仕分け』における『多額の予算を執行していることの説明責任を果たすべきである』との評価結果も踏まえ、原子力機構では、H25年度概算要求及びH23年度執行実績から、主要な事業単位ごとに要求内容及び実績内容を公表することとしている。 ○ 高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置した。これまでに同委員会で積算方法及び削減方策について検証し、予算要求に反映している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査業務については、監査室を始めとし、的確に実施するための体制維持に必要な組織・要員が確保されている(例:原子力安全監査…安全監査室、情報セキュリティ監査…システム計算科学センター、等)
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 機構の施設・設備を外部の利用に供する場合には適正な対価を徴収することができるとの業務方法書の定めに基づき、施設の運転に係る経費を徴収することを原則として、供用施設の減価償却費、施設保守費、消耗品費、人件費、光熱水費等を踏まえて施設利用料金を設定し、定期的に見直している。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 寄附金の収入増に向けては、HPへの寄附金募集案内の掲載やリーフレットの送付を通じて寄附者の増加に努めるとともに、寄附者を対象に原子力機構の事業についての理解を深めてもらう目的で、事業報告会、施設見学会を実施している。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 機構保有特許の産業界での活用を促進するため、「特許・実用新案閲覧システム」を機構ホームページに公開している。また、産学官関連会合等での特許内容及び関連製品紹介、技術相談等により機構保有特許の実施許諾等を促し、特許収入等の拡大に努めている。なお、平成24年度の特許等の収入は13,631千円であった。

## 6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

● 平成18年1月以来、「研究開発・評価委員会」を設置し、研究開発課題の評価と研究開発に関する事項について討議を行っている。各委員会は大学、他機関における関連分野専門家で構成され、理事長から各委員会への諮問により、事前・中間・事後評価の結果が答申されている。

● 平成18年2月に「経営顧問会議」を設置し、経営の健全性、効率性及び透明性を維持するために客観的、専門的かつ幅広い視点から経営上の重要事項について包括的に助言・提言を受けている。会議は科学者、社会学者、弁護士など多岐にわたる分野の有識者から構成される。これまで12回開催している。

● 平成18年9月に「研究開発顧問会」を設置し、国際的中核拠点を目指す機構の原子力研究開発の推進に関して研究開発の指導的立場にある有識者から助言、提言等を受けている。顧問会の委員は「研究開発・評価委員会」の各委員長及び民間の研究機関の所長クラスの有識者など各研究開発分野の専門家からなる。過去8回開催している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 各研究開発・評価委員会における評価結果についてはJAEA-Evaluationとして取りまとめホームページで公開している。

● 個別研究開発の評価の具体的な一例としては、高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発に関する直近の「中間評価」が、平成21年度に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に則り「地層処分研究開発・評価委員会」により実施され、第1期中期計画期間の研究開発の評価と第2期中期計画以降の提言がおこなわれた。評価結果は、評価報告書(JAEA-Evaluation-2010-001)として機構のHPにて公開するとともに、第2期中期計画の策定に反映させた。

● 「経営顧問会議」で用いられた資料はホームページで公開している。

● 経営顧問会議などの意見を受け、主要な事業への経営資源の重点配分、理事長ヒアリングによる経営管理システムの下での年度計画毎のPDCAサイクルにより、事業の見直しを実施している。

No.	35	所管	文部科学省	法人名	日本原子力研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高速増殖炉(FBR)サイクル技術		23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。	2a	<p>原子力機構が推進するプロジェクトについては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、核燃料サイクル関連研究開発を基本的に凍結し、東電福島第一原発事故対応や、安全対策・研究等に関して重点化を行ってきている（原子力機構予算総額+62億円、+4%（H24予算1,698億円→H25予算1,760億円））。現状での具体的な重点事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速増殖炉サイクル技術については、平成24年度に引き続き平成25年度予算においても安全対策の取組、安全確保のための設備維持の取組を最優先に実施し、一方、研究開発の凍結により縮減した予算（▲1,127,892千円、▲4%（H24予算30,030,287千円→H25予算28,902,395千円））を継続。</li> <li>・具体的には、平成24年度に引き続き平成25年度予算においても、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」については、東電福島第一原発事故を踏まえた安全対策に取り組みつつ、維持管理費について安全性が確保出来ることを前提に、詳細にわたり厳密な検証を行い最低限の維持費と（▲109,962千円、▲1%（H24予算17,489,048千円→H25予算17,379,086千円））し、高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、維持管理及び安全性向上に関する国際協力といった必要な取組のみを実施（▲510,355千円、▲15%（H24予算3,322,567千円→H25予算2,812,212千円））した。</li> <li>・高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発では、原子力機構全体として福島に関する取組への重点化も考慮し、H26年度までに必要な技術基盤を整備し、地層処分事業の実施主体や、安全規制機関への成果の提供という中期計画に影響の無い範囲で、予算の縮減（▲31,644千円（H24予算7,319,723千円→H25予算7,288,079千円））を図っている。</li> <li>・なお、費用負担増を伴わずにその内容に重点化が図れるよう幌延の深地層研究施設計画では、PFI方式による研究坑道の整備等の契約の導入（民間活力導入）を行っている（平成23年2月よりPFI方式で実施、従来方式に対し総支出（現在価値換算）で約29%（約80億円）の縮減）。</li> <li>・核融合研究開発については、国際約束で進めるITER（国際熱核融合実験炉）計画及び幅広いアプローチ（BA）活動への重点化を実施しており、従来の炉心プラズマ及び核融合工学に関する研究開発を縮小（▲46,242千円、▲9.4%（H24予算491,779千円→H25予算445,537千円））している。</li> <li>・量子ビーム応用研究については、量子ビームの高品位化及びこれらを活用した環境・エネルギー、物質・材料等の分野における基礎基盤研究と産業利用に貢献する研究開発を実施しており、研究業務の効率化等により、予算を削減（▲218,709千円、▲7%（H24予算2,916,968千円→H25予算2,698,259千円））した。</li> <li>・なお、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については、そのH23年度予算を廃止するとともに、量子ビーム応用研究部門の該当するグループを廃止し、組織の整理統合を図った。</li> <li>・原子力基礎基盤研究では、東電福島第一原発事故からの周辺環境の修復等、国民全般のニーズを意識し、放射性物質の大気放出量推定などの研究開発を重点化しつつ、研究業務の効率化等により予算を削減（▲231,782千円、▲17%（H24予算1,397,422千円→H25予算1,165,640千円））した。</li> <li>・また、安全・核不拡散研究では、東電福島第一原発の事故を受けて、軽水炉の安全性の研究、特にシビアアクシデントの進展と環境への影響を評価する手法の信頼性を高めるための研究を重点化（+371,732千円、+120%（H24予算309,736千円→H25予算681,468千円））した。</li> </ul> <p>さらに、再処理技術開発では、東電福島第一原発事故を踏まえた安全対策等に取り組みつつ、高度化ガラス溶融炉への更新時期及び民間再処理工場のアクティブ試験の状況を踏まえたガラス固化技術に関する研究、低レベル放射性廃液の満杯時期及び処分場における廃棄体仕様を見据えた再処理施設特有の硝酸系低レベル放射性廃液に係るセメント固化技術等に関する研究を重点的に実施しつつ、研究業務の効率化等により予算を削減（▲44,697千円、▲1.0%（H24予算4,424,413千円→H25予算4,379,716千円））する計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、自らの廃止措置、処理処分に関する技術開発を着実に進めるとともに、原子力施設の廃止措置や放射性廃棄物の処理処分の合理化、コスト削減につながることを期待できる技術開発を重点的に実施しつつ、必要経費等の減額により予算を削減（▲223,643千円、▲1.4%（H24予算15,793,087千円→H25予算15,569,444千円））した。</li> </ul>	<p>文部科学省の原子力機構改革本部が示す改革の方向性を受けた当機構の改革方針や今後の国によるエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえ、引き続き、各事業の重点化や効率化を図っていく。</p>
02 高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発	研究プロジェクトの重点化					



03	核融合研究開発		23年度中に実施	また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	<p>廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、事業仕分けの結果を踏まえて平成23年度予算要求額から削減を行った。</p> <p>▲ 3,783,143千円 (H23概算要求 19,901,485千円 → H23予算 16,118,342千円) 参考H22予算 14,118,608千円</p> <p>高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、事業仕分けの結果及び上記の重点化事項を踏まえ、平成23年度予算要求額から削減を行った。</p> <p>▲491,562千円 (H23概算要求 10,500,000千円 → H23予算 10,008,438千円) 参考H22予算 10,273,661千円</p>	措置済み
04	量子ビーム応用研究						
05	原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発		23年度から実施	もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整え、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。	2a	<p>高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置。これまでに同委員会で積算方法及び削減方針について検証し、予算要求に反映している。</p> <p>また、高速増殖炉サイクル技術の研究開発の進め方に関するガバナンスの強化を図るため、「高速増殖炉研究開発マネジメント委員会」を平成23年12月に設置した。なお、開催時期については、今後の原子力政策の見直し及び五者協議における議論、原子力機構改革の状況を踏まえ引き続き検討を進める。</p>	「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」による予算の検証により必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みが整備出来た。今後とも必要に応じ適宜開催し、積算段階の予算の検証を行う。 また、「高速増殖炉研究開発マネジメント委員会」の開催時期については、今後の原子力政策の見直し及び五者協議における議論、原子力機構改革の状況を踏まえ引き続き検討を進める。
06	廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業						
07	システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。	1a	システム計算科学センターの運営について、上野における事業を廃止した上で、その機能を東大（柏キャンパス）内へ平成23年5月に移転した。その結果、平成23年度予算で、52,056千円減額された。また、平成24年度は、移転前2カ月の上野の建屋賃借料、原状復帰工事費、引越費用などがさらに削減されるため、平成22年度予算との比較で211,229千円減額された。なお、本件は平成23年度をもって見直し措置が完了した。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	不要資産の国庫返納	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。	1a	平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。	措置済み
09	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所（内幸町）について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。	措置済み
10	事務所等の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	原子力機構は海外事務所としてパリ事務所とワシントン事務所を設置しているが、平成23年4月より、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化を実現した。この結果、事務所経費が5,459千円減額された（平成23年度）。また、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と、現契約更新時（平成26年度）に事務所等を共用化することとし、具体的な協議を継続している。ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と、現契約更新時（平成27年3月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。	措置済み
11	取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕事について、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み
12	人件費の見直し	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	<p>平成24年度は国家公務員に準じた本給月額引下げ及び給与臨時特例措置の実施、期末手当の支給月数の0.08月引き下げ等により、給与水準の適正化に取り組んだ結果、ラスパイレス指数の目標を達成した。</p> <p>平成24年度のラスパイレス指数：平成23年度（115.5）未満とするという目標に対し115.2</p> <p>人件費全体の抑制：平成22年度までの5年間で5%以上削減し、平成23年度も人件費改革を継続するという目標に対し、平成23年度までの6年間で6%の削減（達成済み）</p>	平成25年度以降も給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制及び管理職数の縮減、並びに職責手当の見直し等を図り、職員の給与水準の適正化に取り組むとともに、人件費の更なる削減を図っている。なお、当面の目標としては平成25年度のラスパイレス指数を平成24年度（115.2）未満とする。



No.	35	所管	文部科学省	法人名	日本原子力研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	【原子力システムの研究開発等研究開発業務】	○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。	2	・六ヶ所再処理工場の設計・建設・試運転に対して、昭和57年6月に技術協力基本協定を締結して、技術移転を進めているところ。現在、六ヶ所再処理工場はアクティブ試験運転(使用前検査前に実施すべき試験項目は全て終了)を継続中であり、これに対して着実に支援を行っており、技術者の派遣を行っている。	引き続き技術者の派遣を行うこと等により技術移転を進めていく。
2		○「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。	1	・「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成21年3月に廃止措置実施計画を策定し、廃止措置着手・完了年度を決定した。	措置済み
3	事務及び事業の見直し 【展示・理解促進活動】	○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。	1	・平成21年3月に改定したアクションプランに基づき、平成21年度においては前年度実績を数値目標に教育機関との連携や実験教室・イベント等を開催した結果、対前年比4.8%の入館者増、5%の支出削減を達成するとともに、会議室の利用及び実験教室での教材の有料化を開始し、10.7%の利用料・入館料の収入増加を図り効率的な運営を行った。平成22年度からは第2期中期目標期間中の「展示施設の利用効率向上のためのアクションプラン」を策定し、5年間で入館者、経費及び収入の総合的なポイント制による目標(5年間で15ポイントの効率化)を設定し、さらなる運営経費の大幅削減や入館者増の努力を行った結果、平成22年度では10ポイント、平成23年度においては22ポイントを達成した。 ・平成23年度においては、整理合理化の観点から展示施設(9施設)の廃止も含めた抜本的な見直しの検討を行い、必要性の厳格な精査を行った。その結果を「見直し方針」として取りまとめ、平成24年8月末に公表した。本見直し方針では、既に平成23年度で展示施設としての運営を停止した「テクノ交流館リコッティ(東海)」、「アトムワールド(東海)」、「アクトム(敦賀)」、「エムシースクエア(敦賀)」、「人形峠展示館(岡山)」の5施設に加え、「ゆめ地創館(幌延)」についても、立地地域との約束に基づく事業説明及び情報公開の場として用いることとし、展示施設としての運営を停止した。また、「むつ科学技術館(青森)」、「大洗わくわく科学館(大洗)」、「きつづ光科学館ふおとん(京都)」の3施設についても、運営の合理化努力を継続することとしている。	措置済み
4	【J-PARCの運営の効率化】	○大強度陽子加速器施設(J-PARC)については、平成19年度末を目的に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。	1	平成19年度の加速器試験等の実績を踏まえ検討を行い、 ・電力料金の高い夏季における運転時間の短縮を図る ・異なる組織・施設(JAEA-KEK、加速器施設-実験施設等)において共通する業務(放射線管理業務等)は、J-PARCとして一括契約することにより、委託業務契約人員を一元化するなど経費圧縮を図る など、J-PARC経費の圧縮等運営の効率化の方向性について平成20年3月に結論を得た。	措置済み
5	【自己収入の増大】	○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。	1	自己収入の増大に係る目標について、平成21年3月に以下の通り決定した。 ・平成26年度(第2期中期目標最終年度)の自己収入額(売電収入を除く)を平成20年度実績額の3%増 ・平成21年度から平成26年度の6年間の自己収入総額1,055億円 ・「もんじゅ」売電収入について、性能試験から第1サイクルまでの目標(暫定)は総額30億円(なお、今後性能試験及び本格運転の計画が明確になった時点で見直す予定)	措置済み
6	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】	○使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地(西地区)」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。	1	【使用されていない宿舎・宿舎跡地】 ・平成20年3月に売却に向けた準備を行うことを決定した。平成22年の独立行政法人通則法の改正の趣旨を踏まえ、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により4件の売買契約を締結した。売却にいたらなかった宿舎跡地等については、引き続き売却に向けた手続きを進めている。	措置済み
			1	【老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎】 ・平成21年3月に保有財産の効率的な活用の観点から必要数を確保しつつ集約化を行うとともに、不要となる宿舎(82棟529戸)の廃止を進めることとする方針を決定し、平成25年6月末までに526戸を閉鎖・廃止とした。残りについては平成25年度末をもって閉鎖・廃止する予定であり、可能なものから売却等の手続きに着手する。	措置済み
			1	【那珂核融合研究所の未利用地(西地区)】 ・平成20年11月に当該資産の処分方針を決定。平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。	措置済み

7		○青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。	1	・原子力機構の保有する8分室のうち、櫛川分室、土岐分室及び下北分室の3分室については宿舎への転用を図り、青山分室、夏海分室、上斎原分室及び阿漕ヶ浦分室の4分室については廃止することとした。また、青山分室及び夏海分室については平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に青山分室の売買契約を締結した。なお、夏海分室については売却に至らなかったため、引き続き売却に向けた手続きを進めている。	措置済み
8	【業務運営体制の整備】	○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。	2	・コンプライアンスの徹底のため、全従業員に対しコンプライアンス通信の毎月配信、組織連携による研修を行うなど、コンプライアンス意識向上に向けた取組を実施している。また、内部統制強化のための取組として、各組織においてPDCAサイクルによる運営を実施するとともに、炉規法施設等を対象としたチェックシート作成による申請書類の確認や品質保証活動の継続、経営管理能力や判断能力の向上に資するための各階層の職員を対象としたマネジメント研修の実施、ISOの積極的取得による客観的評価の導入、リスク管理の取組等を実施している。	文科省による原子力機構の改革の基本的方向を踏まえて、今後策定する原子力機構の改革計画に基づき、業務運営の改善、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。